

## 【諮問第1号】

### (株) 岩手資源循環との環境保全協定締結について

#### 1. 会社概要

有明興業（東京都江東区）グループの3社が共同出資し、令和4年5月に設立。

令和5年2月には、市と工場立地協定を締結。

自治体収集資源プラスチックを対象とする一般廃棄物処理委託事業のほか、事業者から出る廃プラスチック等を対象とする産業廃棄物処理事業を行うため、釜石総合リサイクルセンターを建設。

名称：岩手資源循環株式会社

設立：令和4年5月

資本金：1,000万円

所在地：釜石市大字平田第3地割 81-5

代表者：代表取締役 谷 博之

#### 2. 釜石総合リサイクルセンターについて

資源プラスチック及び産業廃棄物の処理施設。

敷地面積：約8,100m<sup>2</sup>

建築面積：約1,750m<sup>2</sup>※工場棟、事務所棟の合計

従業員数：24名

設備投資額：約10億円

操業時期：① 産業廃棄物処理事業 令和6年12月（県の許可12月）

② 一般廃棄物処理委託事業 令和7年4月予定（市の許可9月）

令和6年10月31日（木）～11月3日（日）に、地域に根差した企業として、住民や周辺事業者に親しみを持ってもらうとともに、リサイクルやごみ減量化に対しての理解増進や啓発を目的として、完成見学会を実施した。

今後、対象地域を当市だけでなく、沿岸地域に拡大する予定。

#### 3. 協定内容

4月のプラスチックごみ回収開始にあたり、本格稼働を前に、環境保全協定を締結するもの。

対象は騒音と振動とする。

# 環 境 保 全 協 定 書

釜石市（以下「甲」という。）と岩手資源循環株式会社（以下「乙」という。）とは、乙が釜石市に立地する廃棄物処理施設（以下「施設」という。）の操業に伴う環境の保全に関し、次とおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、乙の事業活動による、環境への負荷を低減し、住民の健康の保護と生活環境及び自然環境はもとより、地球環境の保全に貢献することを目的とする。

## （環境の保全対策）

第2条 乙は、前条の目的を達成するため、関係法令及びこの協定に定める事項を遵守するとともに、施設の点検整備を適切に実施し、その機能を十分に発揮できるよう維持管理するものとする。

2 乙は、環境の保全について、前項の規定によるもののほか、別に定める諸対策を誠実に実行しなければならない。

## （環境保全組織の整備等）

第3条 乙は、環境保全活動の推進等を図るため、環境保全組織を整備し、環境の保全に万全を期すものとする。

## （環境保全技術の採用）

第4条 乙は、環境の保全に関する技術開発の進展に応じた最善の技術の採用と、施設の改善に努めるものとする。

## （施設の変更等）

第5条 乙は、施設の新設、増設、廃止若しくは構造又は使用方法等を変更する場合は、必要に応じて、あらかじめその計画書を甲に提出し、協議するものとする。

## （事故時等の措置）

第6条 乙は、施設の故障その他の事故及び災害時等により環境の保全に支障が生じたとき、若しくは生じるおそれがあると甲又は乙が判断したときは、直ちにその事故等に係る当該施設の操業の一時停止等の応急措置を講ずるとともに、その状況を甲に速やかに報告し、かつ、その施設等を速やかに復旧するものとする。

2 乙は、前項の措置を講じたときは、その事故等の原因を除去し、甲の確認を得た後でなければ操業を開始してはならない。

## （苦情の処理）

第7条 乙は、住民から環境の保全等に関する苦情を受けた場合は、速やかに甲に報告するとともに、誠意をもってその解決に当たるものとする。

2 甲は、前項の場合において、その解決が困難であると当事者から申し出があったときは、斡旋その他必要な協力をするものとする。

## （損害賠償）

第8条 乙は、施設の事業活動によって、住民の健康又は生活環境に著しい被害を与えた場合は、誠意をもってその被害に係る損害を賠償するものとする。

## （立入調査等）

第9条 甲は、この協定に定める事項について必要があると認めたときは、乙に対し報告を求

め、施設の立入調査をすることができるものとする。

2 甲は、第1項の調査により知り得た乙の機密事項については、これを他に漏洩しないものとする。

(改善要請)

第10条 甲は、乙が環境の保全に支障を生じさせたとき、若しくは生じるおそれがあると判断したときは、乙に必要な改善措置を講ずるよう要請することができるものとする。

(承継)

第11条 乙は、施設を第三者に譲渡する場合は、この協定に定める乙の地位を譲渡者に承継させなければならない。

(意見の尊重)

第12条 乙は、甲から環境の保全に関する意見が提示されたときは、これを尊重するものとする。

(協力)

第13条 乙は、甲が実施する環境の保全及び創造に関する施策に対し、積極的に協力するものとする。

(補則)

第14条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又は定めのない事項が生じたとき、若しくはこの協定を変更する必要が生じたときは、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和7年4月1日

甲 釜石市  
代表者  
釜石市長

乙 釜石市大字平田第3地割81番地5  
岩手資源循環株式会社  
代表取締役

## 別 紙

環境保全協定書第2条第2項に基づく環境保全等の諸対策について、次のとおり定める。

### 1. 大気汚染防止対策

乙は、大気の汚染防止については、次の各号により措置するものとする。

- (1) 粉じん発生施設には、散水装置、フード等の適切な設備を整備し、飛散防止に努めること。
- (2) ボイラーの使用に当たり、硫黄含有率の低い燃料を使用し、ばい煙等発生防止に努め、施設を良好な状態に維持管理すること。

### 2. 水質汚濁防止対策

乙は、水質の汚濁防止については、次の各号により措置するものとする。

- (1) 公共下水道へ排出する汚水については、下水道法（昭和33年法律第79号）及び釜石市下水道条例（昭和53年市条例第9号）を遵守し、公共下水道の機能に影響を与えないこと。
- (2) 公共用水域には、敷地内の雨水、排水処理設備の処理水以外は排出しないこと。

### 3. 騒音防止対策

乙は、騒音の防止については、次の各号により措置するものとする。

- (1) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）を遵守し、騒音の発生施設には防音対策を講じるとともに、地域住民の生活環境に影響を与えないようすること。
- (2) 車両のアイドリングストップを励行し、自動車騒音の防止に努めること。

### 4. 振動防止対策

乙は、振動規制法（昭和51年法律第64号）を遵守し、振動の発生施設には防振対策を講じるとともに、地域住民の生活環境に影響を与えないようすること。

### 5. 悪臭防止対策

乙は、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）を遵守し、適切な脱臭装置の設置等、悪臭物質の排出防止対策を講じるとともに、地域住民の生活環境に影響を与えないようすること。

### 6. 環境保全活動の推進

乙は、環境保全組織を整備し、次の各号により環境の保全を推進するものとする。

- (1) 敷地内及び周辺の環境美化に積極的に努めること。
- (2) 従業員の環境保全意識の向上を図るため、環境教育に積極的に努めること。
- (3) エネルギーの有効利用及び節減を推進し、二酸化炭素等の温室効果ガスの削減に積極的に努めること。
- (4) 環境への負荷の低減に資する製品等の調達・利用に努めること。
- (5) 環境に配慮した効率の高い作業環境の創造に努めること。

### 7. 防災対策

乙は、災害防止に関し、次の各号により措置するものとする。

- (1) 消防法（昭和23年法律第186号）、その他関係法令を遵守し、災害防止に万全を期する

こと。

- (2) 防災体制を確立し、災害連絡系統図を作成するとともに、社内の防災教育に努めること。

## 8. 測定及び報告

乙は、次の区分により測定を実施し、その結果を甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認める場合は、その指示に従うこと。

区分	測定項目及び基準値	測定箇所	測定回数	報告様式
騒音	別表第1のとおり	工場敷地境界線上とし、測定地点は甲の指示に従うこと	年2回(4月、10月)とする。ただし、甲が必要と認める場合は、甲の指示に従うこと。	様式1
振動	別表第2のとおり			様式2

## 9. 補則

今後、この環境保全対策によりがたい事情が生じたとき、若しくは甲又は乙が必要と認めるときは、甲、乙協議のうえ改正できるものとする。

別表第1（騒音関係）

朝	昼間	夕	夜間
午前6時から 午前8時まで	午前8時から 午後6時まで	午後6時から 午後10時まで	午後10時から 翌日午前6時まで
60デシベル以下	65デシベル以下	60デシベル以下	55デシベル以下

備考 1 測定方法は、特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚生省、農林省、通商産業省、運輸省告示第1号）に定める方法によること。  
2 測定場所は、敷地境界線上とする。

別表第2（振動関係）

昼間	夜間
午前7時～午後8時	午後8時～翌日午前7時
65デシベル以下	60デシベル以下

備考 1 測定方法は、特定工場等において発生する振動の規制に関する基準（昭和51年環境庁告示第90号）に定める方法によること。  
2 測定場所は、敷地境界線上とする。

様式 1 (騒音関係)

騒音測定結果定例報告書

年 月 日

釜石市長 殿

住 所

事業者名

代表者名

環境保全協定第2条第2項に基づく、別紙の8の規定により、下記のとおり報告します。

測定年月日： 年 月 日

測定地点	測定値 [デシベル]	備考
	( : )	
	( : )	
	( : )	
	( : )	

※ 測定を業者委託した場合は、その写しを添付すること

【参考】

測定場所	敷地境界線上とし、別図の箇所とする。
測定回数	年に2回（4月、10月）とする。 ただし、甲が必要と認める場合は、その指示に従うこと。

様式2 (振動関係)

振動測定結果定例報告書

年 月 日

釜石市長 殿

住 所 釜石市大字平田第3地割81番5  
事業者名 岩手資源循環株式会社  
代表者名 谷 博之

環境保全協定第2条第2項に基づく、別紙の8の規定により、下記のとおり報告します。

測定年月日： 年 月 日

測定地点	測定値 [デシベル]	備考
	( : )	
	( : )	
	( : )	
	( : )	

※ 測定を業者委託した場合は、その写しを添付すること

【参考】

測定場所	敷地境界線上とし、別図の箇所とする。
測定回数	年に2回（4月、10月）とする。 ただし、甲が必要と認める場合は、その指示に従うこと。